

毎年12月1日は飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日

2014年
1月1日から

飲酒運転で検挙された場合 アルコール依存症に関する診断を受けることが義務付けられます

〔三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例〕第9条

飲酒運転違反者に対しては、指定する医療機関においてアルコール依存症に関する診断を受けるよう知事より通知されます。通知を受けた者は診断を受けた旨を知事に報告しなければならないこととなっています。また、受診報告がない場合には、知事から受診を勧告することになります。

飲酒運転違反により免許停止処分や取消処分を受けた人のおよそ3割、再犯者のおよそ4割に依存症の疑いがあるというデータがあります。このように飲酒運転の背景には、「アルコール依存症」が隠れている可能性が高いと考えられます。知事から通知があった場合には、必ず受診をしてください。ご家族の方も受診を促すようにしましょう。

「飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」飲酒運転の根絶のためにできること

平成25年7月1日施行（議員提出条例）

1日でも早く飲酒運転が根絶されるよう、私たちができることをそれぞれの立場で考え、実行していきましょう。

● 飲酒運転^{ゼロ}への意識を高める

● 周りの人にも飲酒運転を絶対にさせない

● 飲酒運転を絶対にしない

● 啓発・PR活動

● 施策の策定・実施
● 皆さんの飲酒運転^{ゼロ}への取り組みの支援
● 教育・知識の普及
● 再発防止のための教育の実施
● 飲酒運転するかもしれない人やその家族等からの相談受付

● みんなでできること
● お店ができること

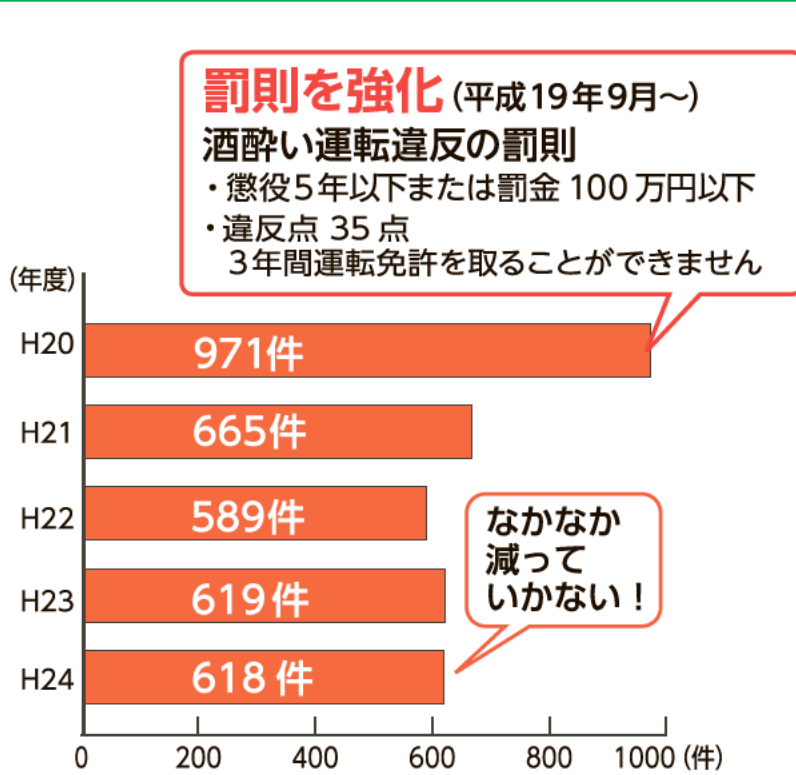
● 酒類提供時のハンドルキーパーの徹底（ハンドルキーパー運動の実施）

● 飲食店での防止啓発ポスター等の掲示

● 県が行うこと
● 教育機関ができること

● 学校等での飲酒運転の根絶につながる教育

飲酒運転は重大な犯罪です！



左のグラフは、県内の飲酒運転取締件数を表わしたものです。

平成19年の改正道路交通法以降、取締件数は減少しましたが、近年は横ばい傾向となっています。

飲酒運転は絶対に許さないという強い思いをもって取り組みを行い、飲酒運転の危険性を軽視している人の認識を変えていく必要があります。

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例前文から

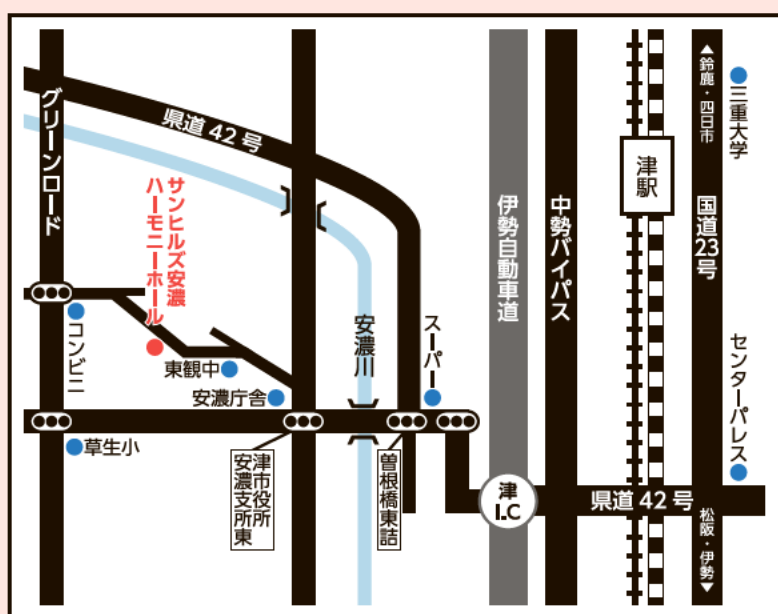
飲酒運転による事故から県民一人ひとりの命を守りたい。これは、誰もが願う切実な思いです。しかし、法律による厳罰化が進み飲酒運転に対する社会的非難が高まっているにもかかわらず、県内においてもまだ飲酒運転による事故はなくなり、大切な命がこの本来防ぐことができる事故により奪われています。

私たちは、飲酒運転の根絶のためには、法律による厳罰化という外形的な対応だけではなく、規範意識の定着や再発防止という内面的な観点からの取組が必要であると考えます。そして、規範意識の定着のためには教育機関等による教育及び知識の普及を、また再発防止のためには特にアルコール依存症に意識を向けることを、実効性ある施策の具体的な取組として掲げます。



また、飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先して取り組むことはもちろん、県民一人ひとりが飲酒運転は大切な命を奪う重大な事故の原因となることを深く認識するとともに、飲酒運転をしない、させない、許さないという強い自覚を持って取り組むことが重要です。

ここに、私たちは、規範意識の定着及び再発防止という観点からの取組を中心に、県、県民等が一致協力し飲酒運転を根絶するための取組を行うことにより、一日でも早く飲酒運転が^{ゼロ}となることに願いを込め、この条例を制定しました。



12月1日 三重県交通安全県民大会開催 ～飲酒運転^{ゼロ}をめざして～ イベントご案内

日時：12月1日（日）13時～16時
会場：サンヒルズ安濃ハーモニーホール（津市安濃町東観音寺418）
内容：「飲酒運転とアルコール依存症について」講演会、
県警音楽隊の演奏、歌謡ショー（中条由美&みの吉）他

